

# 漢代長沙王国年表

宮崎市定

【要約】 前漢時代の呉氏の長沙王国は当時において極めて特殊な存在であった。漢の高祖は項羽を破って天下を統一すると、異姓の諸功臣に広大な領土を与えて王に封じたが、忽ちそれらを取潰して代りに一族を封じて王とした。その中であって独り長沙王に封ぜられた呉芮は、在位一年に満たずして死んだ後、子から孫へと伝え、曾孫の靖王が子なくして家絶えるまで四十余年間継続した。しかもその間、側近者の列侯に取立てられる者、柱国一人、相二人、将一人、王の庶子二人、計六人に及んでいる。最近発掘された長沙漢墓の副葬品に名見える軼侯はその一人である。呉氏の長沙王が断絶するとその翌々年、景帝の子、発が封ぜられて長沙王となり、前漢末まで続いた。本稿は別に独特な主張をもつわけではないので、以上の事実を整理して二つの表に纏め、その説明として前文及び注を添加した。

史林 五六卷二号 一九七三年三月

一九七二年四月、中国における長沙馬王堆漢墓の発掘は、内外各地に異常な興奮をまきおこした。中国では更に引続きこれに隣接する墳墓の発掘を行なう計画がある由であるが、実のところ、この墳墓に対する実地の調査に比して、むしろ文献的研究の方が反って十分でないように思われる。そこで将来の発掘にも備えて、史記、漢書等に見える関係記事を整理して、この年表を作成した。

長沙王初代の呉芮はその生国が明かでない。彼の事蹟は秦の末期、九江郡に属する番陽県の令に任ぜられていた所から始まる。県令は中央からの任命であるから、彼は恐らくその土地の出身ではあるまい。善政を布いたと見え、甚だ江湖間の民心を得て、番君と称せられた（漢書三四）。

秦の二世皇帝の元年（前二〇九年）、天下が秦に叛き、殊に楚人項梁が兵を挙げた。呉芮も大勢に従って自立するのであ

るが、此際に彼の身边には特別な二条件が作用した。その一は越人との結合であり、他は黥布との接触である。越人は南方海岸地帯に広く分布した民族であるが、その中で閩越、東越などと称せられるものは現今の浙江、福建省を中心に散居し、春秋越王句踐の国が楚に亡ぼされた後も、その子孫が閩越王、東海王などと称して各地に割拠していた。秦が楚を滅すと此等の王も秦に帰服して、単に君・長と称することを許されていた。今や天下が秦に叛いたのを機会に、元の閩越王無諸、及び東海王搖がその部族を率いて番君呉芮に帰し、以後長く越人が呉芮を主として行動を共にするのである（史記卷一四）。何故に越王たちが呉芮に頼ったかと言えば、呉芮が県令であった番陽は即ち鄱陽で、現今同名の大湖水があるが、その東岸に当り、閩越すなわち今の福建、東海すなわち今の浙江南部と隣接していたからに外ならない。そして彼等が呉芮に帰したというのも、ことによれば中国的な表現にすぎないで、事實は呉芮の方から辞を低くして援助を仰いだのかも知れなかった。

次に黥布と呉芮との関係は、天下が秦に叛いた時、黥布の方から進んで呉芮に帰し、呉はその女を布に妻寄せたという。実は黥布は秦の時代は揚子江中の群盗であり、その衆数千あったのである。恐らく黥布は人員の増強と、経済的な援助を求めて接近したのであろう。だから黥布は間もなく番陽を去って項梁に従い、項梁の死後は項羽に従って秦軍を破り大功を立て、項羽から九江王に封ぜられたのであった。

呉芮は別に部下の梅鋗なる者に命じ、越人を率いて沛公劉邦と行動を共にし秦を破って功があった。呉芮自身も項羽に従って関に入ったらしいが、この方は軍功の見るべきものがなかったようである。但し部下の越人が或いは黥布の下で、或いは梅鋗に従って活躍したから、その業績は没すべからざるものがある。秦が滅びた後、項羽から衡山王に封ぜられ牂（湖北黃岡県）に都し、黥布と並んで王となった。梅鋗は軍功により十万户に封ぜられて列侯となる、と「漢書」にあるのはおかしい。十万户ならば当然王でなければならぬ。せいぜい万户であったと思われる。

ここに呉芮にとって甚だ不名誉な事件が起った。というのは楚の義帝を推戴して実権を握っていた項羽はやがて義帝と

不和となり、義帝に迫って都を長沙の郴県に移さしめ、義帝が己むなく揚子江を溯って長沙に赴くところを、衡山王呉芮と臨江王共敖とに命じて、陰にこれを江中に撃って殺さしめたのであった。時に義帝元年十月のことであるが、漢王劉邦はこの十月以後を漢二年（前二〇五）と数える。その年内の三月、漢は義帝の死を知り、項羽の罪を責めて兵を挙げ、ここに漢楚の戦争が始まるのである。この争覇戦に際して、九江王黥布は漢に属したので、恐らくその関係に引きずられたと覚しく、衡山王呉芮も漢の側に従った。戦争は四年続いた後に漢の勝利で終るが、漢の五年（前二〇二）、高祖劉邦はこの戦争に大功のあった黥布を優遇して、淮南王に改封し、従前の九江国の外に衡山国を与えてその領土とした。これに伴って衡山王呉芮は改めて長沙王に封ぜられ、臨湘（長沙市）を都としたのであった。

当時の長沙国の領域については二つの異った記録が同じ「漢書」の中に併載されている。すなわち卷十四諸侯王表序によれば長沙国は南のかた九嶷、すなわち五嶺にいたり、その南方の独立国南越と接しているように書かれているが、実際には長沙と南越との間には、卷二八地理志に記されているように桂陽郡があつて、高祖の置く所であり、武帝の時に至つて、その一部を割いて零陵郡を置いた。補注によると高祖二年に秦代の長沙郡を分つて桂陽郡を置いたが、五年に長沙国を立てると、桂陽郡をこれに属せしめた、とあるが、これもおかしい。高祖二年というのは実は漢王であつた劉邦が楚の項羽に対して叛旗を翻した年で、漢の威力はこんな所までは及んでいなかったのである。併し後述する如く、長沙王呉芮の子呉浅が恵帝の元年に桂陽郡の便県に侯として封ぜられているから、この時には既に桂陽郡が存在していたことは確かである。列侯の領土は諸侯王の国でなく、漢直属の郡内において給せられるのが原則だからである。ただ桂陽郡はその政治を長沙王に委任されていたものと思われる。

もう一つ不思議なのは、高祖九年に須無（又は須毋）なる者が陸梁侯（又は陸量侯）に封ぜられ、自ら吏令長を置くことを許され、令を長沙王に受けしめた（漢書卷十六）ことである。陸梁は五嶺の南、今の広東広西の地を指すと考えられ、当時 は独立国南越の拠る所であつた。故にここに言う陸梁侯とは長沙国と南越との中間地帯に住む異民族の君長に列侯の待遇

を与えてその人民を治めしめた者であろう。この陸梁国は曾孫冉の時まで存続し、武帝の元鼎五年（前一二二）に酎金に坐して免ぜられたが奇しくもこの年は武帝の南越征討の始まった年に当り、その翌年には南越が滅亡しているのである。陸梁は相当広い土地で、恐らくそこが南越征討の道筋に当たっていたので、漢政府は口実を設けてこの侯国を取潰したものと思われる。

長沙王とはいわゆる諸侯王の爵で、その領国は郡に相当する。異姓の諸侯王は高祖の初に数国あったが順次に撤廃され、高祖十一年（前一九五）に淮南王黥布が殺されて国除かれて後は、長沙王のみが唯一の例外として残り、これが文帝後元七年（前一五七）まで存続した。

諸侯王の国の官僚には太傅、内史、中尉、丞相などの官がおかれた。太傅は王を輔佐し、内史は国の民を始め、中尉は武職を掌り、丞相はまた単に相と称し、衆官を統べた。丞相の下の衆官は漢の中央政府と略々同じく、初めは御史大夫、廷尉、少府、宗正、博士などの官まで置かれた。此等の官は初めは王が自由に選任したが、景帝の中元五年（前一四五）、中央政府より任命することに改め、且つ大いに官数を裁減した。但し呉氏の長沙王国の存在は景帝が制度を改正する以前の時代であった。長沙王国の初期には柱国なる官が特に置かれたようであるが、この官名は戦国の楚より引き嗣いだものであり、その職務は丞相と同一であったと思われる。

長沙王の一族将相は、先に述べた梅鋗の外に、漢皇帝から拔擢されて列侯に取立てられた者が六人に及ぶ。将の鄧弱、柱国の呉郢、呉芮の庶子呉浅、同じく庶子呉陽、相の黎朱蒼、同じく相の（姓不明）越の六侯である。その理由は単に功を賞するというだけではなさそうである。長沙国は南に独立国たる南越に接し、軍事上の重地であるために長沙王国を存続せしめて圧えとしたと思われるが、内部に有力者間の勢力争いが起るのを防ぐため、権力者が現われそうになると順次にこれを外部へ転出させたと思われるのである。最初の鄧弱は將軍といえれば最も実力者であったに相違なく、次の柱国呉郢は恐らく一族であり、且つ柱国といえれば丞相よりも重い地位にあったのであろう。次に呉芮の庶子呉浅は恐らく二代成王

臣と競争の地位にあったと思われる。その次に来るのが軼侯の黎朱蒼で恐らく柱国呉郢の後を受け、相として衆官を統べていた者であろう。但しその封国七百戸は、呉郢の千五百戸、呉浅の二千戸に比して遙かに少い。呉芮の庶子はもう一人、呉陽があり封戸の数は分らない。黎朱蒼の後を受けて相となったと思われる某姓の越は六百戸に封ぜられている。

列侯とは諸侯王に嗣ぐ爵で一県を領国とする。徹侯、また通侯とも言い、顔師古の漢書注によれば、その爵位が上天子に通ずるを言う、とある。この意味は、列侯は一県に封ぜられるので、県の令長に相当し、県ならば郡太守に属すべきであるが、列侯は太守を飛びこえて天子に直属する地位だ、というのである。

漢代の県にはその大きに従って令、又は長があつて民を治めるが、県が列侯の封国となった時にはこれを相と称し、その外、家丞、門大夫、庶子などの官があつた。家丞は列侯の私経済を掌るものであろう。

列侯は特権階級の尤なるものであるが、また封建制度の建前から、その名分に従つて嚴重な束縛を受け、これを乱すことを許されなかつた。「漢書」卷一六、高惠高后文功臣表などによると、彼等は小さな罪過によつても、仮借なく制裁を受け、その国を奪われたり、更には刑罰に処せられたりしている。例えば武原侯の衛不害は景帝の後元二年（前一四二）、葬むること律（の規定）に過ぎたるの故を以て国を奪われ、寧侯の魏指は文帝の後元三年（前一六一）、国の界を出でたるに坐して免ぜられている。これによつて当時の列侯には葬儀にも限度が定められて過度な奢侈が禁ぜられ、居住にも制限があつて、自国から長安に朝覲に赴くなど公用以外の越界旅行や遊獵は禁ぜられていたことがわかる。

呉氏の長沙国が廃せられた翌々年、景帝の二年に皇子発が王に封ぜられて長沙国が再現した。もちろんその性質は、彼が異姓、これは同姓で甚しく異つている。呉氏が廃せられた時、長沙国は長沙郡となり、これに属した桂陽郡は中央直轄とされたので、新劉氏王国は単に長沙郡だけを国として与えられたに過ぎなかつた。これは発の母は出身の賤しい唐姫という者であつたからだという。後十余年を経て長沙王が朝勤した折、帝の前で称寿歌舞するに手足が自由に動かず、その故を尋ねられて、臣が国小さく地狭くして回旋するに足らず、と答えた。「漢書」卷五三景十三王伝にも当時の長沙国を

卑湿の貧国と記している。景帝が憫んで桂陽、零陵、武陵を加増したというが、桂陽零陵二郡に当る地は前王国にも属していたので、新たに武陵郡が加えられ、ここにおいて長沙後王国は始めて大なる版図を領有するに至ったのである。

因みに「漢書」地理志に載するところ、前漢末の戸口統計は左の如くである。

長沙国	十三戸	四三、四七〇	口 二三五、八二五
桂陽郡	十一戸	二八、一一九	口 一五六、四八八
零陵郡	十戸	二一、〇九二	口 一三九、三七八
武陵郡	十三戸	三四、一七七	口 一八五、七五八

表は其一、長沙前王国呉氏年表、其二、長沙後王国劉氏年表の二表に分ち、主として「漢書」卷十三異姓諸侯王表、卷十四諸侯王表、卷十六高惠高后文功臣表により、文字の異同を「史記」年表によって比較し附注した。但し月日の如きは大勢に関係なく何れを是とも決しかねるものなので深く立入らずにおいた。なお漢代における正式の称呼では、人について言えば長沙王であり、地について言えば長沙国であつて、長沙王国と続ける用法はあまり普通ではなかつたことを附記する。

其一 長沙前王国呉氏年表

紀元前	漢	長沙王呉氏	長沙関係列侯	摘	要
二〇二	高祖	五 文王芮 元		二月封ぜられ、六月死し、子呉臣嗣ぐ	
二〇一		六 成王臣 元	陸量侯須無 元	詔して列侯と為し、自ら吏令長を置き、令を長沙王に受けしむ <sup>1</sup>	
一九八		九	離侯鄧弱 元	四月戊寅、長沙の將たる功を以て封ぜらる <sup>2</sup>	
			義陵侯呉郢 元	九月丙子、長沙の柱國たるを以て千五百戸に侯たり <sup>3</sup>	

一九七	惠帝 元十	哀王回 元八	長沙王吳臣來朝
一九四	元十	元八	九月癸卯封、父長沙王芮の功を以て二千戸に侯たり <sup>4</sup>
一九三	元二	元三	四月庚子、黎朱蒼長沙の相たるを以て七百戸に侯とす <sup>5</sup>
一九一	元四	元七	父鄧を嗣ぐ <sup>6</sup>
一八七	元四	元三	七月丙申封、父長沙王芮の功を以て侯たり <sup>7</sup>
一八六	元二	元七	父回を嗣ぐ <sup>8</sup>
一八五	元三	元二	長沙王若來朝
一八四	元四	元三	（姓某）越、長沙の相たるを以て六百戸に侯たり <sup>9</sup>
一八一	元七	元六	醴陵侯吳重死して後亡し、國除かる
一七八	元二	元三	醴陵侯越、罪あり免ぜらる
一七六	元四	元九	長沙王産來朝
一七〇	元十	元一	父穉を嗣ぐ、在位二十四年とあり
一六四	元一	元一	長沙王産來朝
一六二	元二	元一	長沙王産來朝、死して子なく國除かる
一五八	元六	元二	
一五七	元七	元二	
一五一	元六	元二	
一四五	元五	元一	漢書百官表に軟侯吳利、奉常ととなりあり。沅陵侯死して後亡し
一四四	元六	元一	漢書百官表に、奉常吳利、更めて太常ととなりあり
一四〇	元五	元一	
一一二	元五	元一	便侯吳千秋、耐金に坐して免ぜらる
一一〇	元五	元一	軟侯黎扶、東海太守となり擅に卒を發し当斬、赦に会い免ぜらる
六二	元四	元一	吳淺の玄孫長樂、詔して家を復す

其二 長沙後王国劉氏年表

紀元	漢年号	長沙王劉氏	摘	要
前一五五	景帝 前二	定王 元	景帝の子、母は唐姬、この年三月甲寅立つ	
一四二	後二	一四	来朝、詔して武陵、零陵、桂陽の三郡を増す	
一二八	武帝元朔 元	戴王庸 <sup>12</sup> 元	定王 元	定王 元
一二七	二	二八	定王 元	定王 元
一〇〇	天漢 元	頃王 元	墓長沙東門外にあり、母唐姬の墓と各高三丈、相	「去る三丈
八三	昭帝始元 四	刺王 元	宣帝即位改元、宣帝の時、建徳遊獵し民家を焼き人を殺し、また誣告する	「に坐し八県を削らる
七三	宣帝本始 元	煬王 元	且死して後なく国絶つこと歳余	
四九	黄龍 元	孝王 元	建徳の子宗を以て紹封 <sup>14</sup>	
四八	元帝初元 元	繆王 元		
四六	永光 二	王劉 元		
四二	王莽居攝 二	二	王莽帝位を篡い、長沙王を貶して公となす	
紀元 七	初元 元	長沙公を廢す		
八	始建国 元			
九				

註① 須無を史記に須毋に作る。原文に以為列諸侯とある諸の字は衍。  
 ② 離なる地名は所在不明。原文に以長沙將兵侯とある兵は功の誤であらう。  
 ③ 吳郡は史記に吳程に作る。義陵は武陵郡に属す。  
 ④ 便是桂陽郡に属す。  
 ⑤ 黎朱蒼の名は史記に利倉に作る。軼は江夏郡に属し現今湖北省浠水県に比定される。袁王回の名はまた固に作る。  
 ⑥ 吳重は史記に吳種に作る。⑦ 沅陵は武陵郡に属す。  
 ⑧ 共王若の名を景十三王伝には右に作る。  
 ⑨ 醴陵は漢書地理志にその名なく、統漢書郡国志に見え、長沙郡に属すとあり。  
 ⑩ 靖王産の名を景十三王伝に差に作る。史記卷十七漢興以来諸侯年表には著に作る。  
 ⑪ 黎扶の名を史記に秩に作る。⑫ 戴王は史記に康王に作る。  
 ⑬ 鮒駒の名は景十三王伝による。  
 ⑭ 初元三年は年表に四年とあり、補注の説に従って改めた。  
 (京都大学名誉教授)



## The Chronological Table of the *Ch'ang Sha*

長沙 Kingdom in the *Han* 漢 Period

by

I. Miyazaki

The *Wu's* 吳 *Ch'ang Sha* 長沙 kingdom in the former *Han* 前漢 period was very particular one in the contemporary days. *Kao-tsu* 高祖 of the *Han* 漢, after defeating *Hsiang-yü* 項羽 and unifying the whole country, gave the enormous fiefs to several lords of different families who had contributed to his success, and appointed them to kings. But, immediately, he seized their fiefs back and substituted his family for them.

Among them, *Wu-ju* 吳芮 who had been appointed to the king of *Ch'ang-Sha* 長沙 died in the very first year of his reign. But his kingship alone was succeeded from his son to his grandson, to King *Ching* 請, his great-grand son, who had no son and with whose death *Wu's* 吳 kingdom perished. Moreover, in the interval, among the close vassals of this kingdom, a grand vizier, two ministers, a general and two bastard princes were promoted to feudal lords. *Tai-hou* 軟侯, whose name is found in the buried treasurers in the *Ch'ang-Sha* 長沙 Tomb in the *Han* 漢 period which was dug lately, was one of them.

The next year of the ruin of the *Wu's* 吳 *Ch'ang-sha* 長沙 kingdom, *Fa* 發, son of *Ching-ti* 景帝 was appointed to the king of *Ch'ang-Sha* 長沙, and his kingship was succeeded to the end of the former *Han* 前漢.

In this article, apart from presenting certain particular insistences, I would like to arrange the above facts into two tables with preliminaries and notes for the explanation.

## A Feudal Lord and Peasants in Arakawa Manor

荒川莊 in *Kii* 紀伊 Province

by

R. Honda

The late Kamakura era and the following two centuries are generally regarded as the downfall stage of the manorial system in Japan. The